

○小田原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずる者と市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有し、居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において活動を行うものをいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、^{ひぼう}誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって

利用しやすいものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう、事業活動を行うに当たり十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、

犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くよう努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を実施するものとする。

(1) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対する家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援

(2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する転居に要する費用の助成その他必要な支援

(3) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための犯罪被害者等に対する支援金の支給その他必要な支援

(4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対する法律相談の実施その他必要な支援

(5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対する心理に関する相談の実施その他必要な支援

(6) 犯罪被害者等の雇用の安定を目的として関係機関等と連携して実施する、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援

(市内に住所を有しない被害者等への支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を実施するものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を実施するものとする。

(市民等の理解の促進)

第 1 2 条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、教育、広報その他必要な施策を講ずるものとする。

(支援を実施しないことができる場合)

第 1 3 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を実施することが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を実施しないことができる。

(意見の反映)

第 1 4 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に実施するため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。